

大井町立認定こども園整備計画（案）に対するご意見と町の考え方

1. ご意見募集結果

○ご意見募集期間：令和 8 年 7 月 23 日（木）～令和 8 年 8 月 5 日（水）

○ご意見提出者数：5 名

○主なご意見数：31 件

2. 大井町立認定こども園整備計画（案）におけるご意見の概要と町の考え方

番号	ご意見箇所	ご意見概要	町の考え方
1	P11	当初は既存園舎の改修を前提として議論・予算措置がなされていましたが、その後の調査結果により新築へ方針変更されています。改修から新築への変更は、事業目的、整備内容、費用規模等において大きな変更であり、通常、当初の事業との同一性を失わせるものと考えられます。このような変更については、改めて議会に諮り、市民へ説明する手続きを経るべきです。 また、改修事業から新築事業へ変更するのであれば、基本設計業務委託についても変更後の内容に応じた適切な契約手続きが必要です。品確法は品質確保のための制度であり、当初契約と実質的に異なる業務内容への変更を無制限に認める根拠となるものではありません。入札等の競争性を確保する手続きを経ることなく、新築の基本設計業務へ変更されたことについては、透明性・公平性の観点から疑問があります。 必要な手続きを経た上で、改めて事業を検討することを求めます。	町立認定こども園の整備について、現在の大井第二幼稚園園舎を解体後、同位置に園舎を新築する計画を変更する予定はありません。
2	整備スケジュールについて	認定こども園の整備や待機児童対策の必要性については理解しています。 また、施設の老朽化など、町として様々な事情があること	町では、待機・保留児童への対応は早急に取り組む必要のある課題として捉えており、計画にあるとおり保育所枠の定員を大井保育園の現行定員から 18 人増やしていくため、移

	も承知しています。 しかし、私は一度この移転計画の当事者となり、その後、アスベストの問題により計画が延期されたことで、結果的に当事者ではなくなりました。 だからといって、この問題が解決したとは思っていません。移転による負担を受ける子どもたちや保護者が、1 年先の学年に変わったただけだからです。 現在の計画では、令和 10 年度の大井第二幼稚園の園児は 1 年間大井幼稚園へ移転し、その後に現在の大井第二幼稚園を解体・建設することとなっています。 この計画では、令和 10 年度の年長児は卒園を迎える大切な 1 年間で慣れ親しんだ園舎で過ごすことができません。 また、子どもだけでなく、保護者にとっても送迎や行事への対応など環境の変化による負担が生じます。さらに、先生方も通常の保育に加えて移転や統合準備を進めなければならず、大きな負担になると思います。 私は、「自分の子どもは関係なくなったから終わり」ではなく、同じ負担を別の学年が負うだけなのであれば、本当にこの進め方が最善なのだろうかと感じています。 相和幼稚園では、事情は異なりますが、閉園にあたり一区切りをつける機会が設けられました。 園にはそれぞれ歴史や思い出があり、子どもや保護者、先生方にとって大切な場所です。 そのため、大井第二幼稚園として最後まで子どもたちを送り出し、園として一区切りをつけてから解体・建設を行い、認定こども園を開園するという進め方についても、ご検討いただきたいと思います。 待機児童対策も重要ですが、今回の計画によって受け入れ	転スケジュールにつきましては、再度の延期は行わず進めてまいりたいと考えております。 一方で、移転の対象となる学年の園児や保護者の皆様にご負担やご心配をおかけしていることは十分承知しており、園児及び保護者の皆さまには、引き続き丁寧な説明に努めてまいります。 また、移転に伴う園行事や運営については、今後も、園とよく連携・協議しながら対応し、適宜、情報提供を行ってまいります。
--	--	---

		体制がどの程度改善されるのか、また、その効果と引き換えに令和 10 年度の大井第二幼稚園の子どもたちや保護者、先生方が負う負担とのバランスについて、改めて十分な検討が必要ではないかと感じます。 待機児童対策と子どもたち・保護者・先生方への負担、その双方のバランスを十分に検討したうえで、子どもたちが安心して卒園を迎えられる整備スケジュールをご検討いただければ幸いです。	
3	P9 「検討の経過」	経過説明においては、民間のこども園が開設した後も待機児童問題が改善しない状況や、幼稚園では園児数の減少が続いていると記されています。アンケートによるニーズ把握においても、一番ニーズが高かったのは認可保育所であり、こども園のニーズは4割弱にとどまっています。これらの文章やデータを見ると、最も求められている施設は認可保育所であり、すでに民間のこども園が開園したばかりの現在、なぜ町立の認定こども園にする必要があるのかが分かりません。 ニーズ調査等を活かすのであれば、こども園よりも認可保育所として建設することはできなかったのでしょうか。幼稚園の定員を見ても、どうしても幼稚園枠が必要な状況ではありませんが、いかがでしょうか。	町の就学前児童を取り巻く現状として、保育ニーズの高まりによる待機及び保留児童の解消、公立保育園・公立幼稚園施設の老朽化、幼稚園在園児数の減少といった複数の課題を、あわせて解決する必要があります。 また、認定こども園は多様化する子育て世代の実情に対応でき、今後の幼児教育・保育に求められる施設の一つであると捉えています。 町としては、既存の公立幼稚園施設のあり方、公立幼稚園・保育園施設の再編、保護者の就労状況の変化にも柔軟に対応できる点などを総合的に勘案し、幼保連携型認定こども園として整備することが最も適切であると判断しました。
4	P12,13 「運営方針コンセプト」について	基本理念や教育及び保育の重点等については、非常に共感します。あそびを中心において、そこから生きる力を育むという方向性が記されていることも大切だと思いました。 これらを実際の運営にどう活かしていくのかが非常に大切だと思います。こども園になると帰宅時間が早い子に合わせるため、保育園の時には遠出ができていたのにあまり出来なくなったなど、他園での運営上の困難を聞くことがあります。あそびを中心に据えるのであれば、そのようなことが起	ご指摘のとおり、認定こども園は幼稚園機能と保育所機能をあわせ持つ施設であるため、在園児の利用時間や生活リズムの違いに配慮しながら運営していく必要があります。 そのため、今後の具体的な運営内容の検討にあたっては、園職員の意見を十分に踏まえながら、子どもたちがのびのびと遊び、「笑顔あふれる みんなで育つこども園」づくりに努めてまいります。

		こらないような環境作りを、現場の先生を中心に町も一緒に なって考えていただきたいと思います。	
5	P15 「給食について」	自園調理は非常に良いなと思っています。大井保育園の手 作りのおやつは好評と何人からも聞いたことがあり、ぜひ継 続していただきたいと思います。また地場産野菜や地元のお店から の食糧調達についても、ぜひ積極的に進めてもらいたいと思 います。例えば町内他園では、町内の複数事業者とも提携し て地元産食材を使用しています。ぜひ町立の認定こども園と して、地産地消や優先調達など、他園を先導するような取り 組みを期待したいと思います。	地場産野菜や地元事業者からの食材調達については、大井 保育園において現在も実施しており、引き続き取り組んでま いります。
6	P15 「施設整備の方針」に ついて	木造については、耐震性や耐火性について心配の声を聞い ています。「安全・安心を配慮した施設づくり」においては、 避難を円滑に行える施設と書かれており設計図を見てもす ぐに外に出られる設計は良いなと思いました。一方でいま、 木材でもビルが作れるような新しい建築資材ができていま す。避難を想定することも大事ですが、建築資材の選び方や 工法など、南海トラフなども想定した作りにできればより安 心と思いますが、いかがでしょうか。予算の関係があると思 いますが、可能な限り安心安全な施設にしていきたいと思います。	本計画における木造化は、安全性を十分に確保することを 前提とし、木のぬくもりや快適性、環境面への配慮といった 利点を活かすことを目的としております。建築にあたって は、建築基準法その他の関係法令・基準に適合した設計・施 工していくとともに、必要な耐震性・耐火性を確保した工法 や材料の採用を前提に進めてまいります。
7	P16 「定員数の設定」 「必要諸室等につい て」	職員の負担が重くなりすぎないクラス編成とあるので、と ても期待しています。ぜひ充実した職員配置をお願いしたい と思います。大井町の幼稚園では、子どもを自由に遊ばせた りみんなで話し合わせたりする文化があるそうで、いろい ろな保護者に大変好評です。保育園もそのような場面は多いの ではと思います。子どもの人数が多すぎたり職員が少なかつ たりすると、安全面から子どもの活動範囲を制限せざるを得	ご指摘のとおり、本計画においては支援の必要な園児の増 加傾向等を踏まえ、きめ細かな教育・保育を行いやすい、職 員の負担が過度にならないよう配慮したクラス編成を行う 考え方を示しています。 現時点では整備計画の段階であり、各クラスの具体的な職 員配置数については、今後の運営体制の検討、庁内人事の中 で整理していく事項となるため、ここでは確定的にお示しす

		なくなる場面が多くなることが予想されます。大井町で培ってきた保育・教育の素晴らしい側面を、ぜひ継承していただきたいと思います。また認可基準よりも広い面積を取れる点も素晴らしいと思うので、期待しています。可能であれば、一クラスの職員の予定配置数や、基準よりも何割ほど広い面積となるかお示しいただきたいです。	ることはできません。 今後も子どもたちが安全に、かつ主体的に活動できる環境づくりを進めてまいります。
8	P19 「平面図」について	駐車場の「車いす用駐車場」の部分には、雨よけの屋根などはつくのでしょうか。インクルーシブ教育を基本理念のページでうたっているのに、車いすの人が来ても雨をしのげるように屋根をつけられたらどうかと感じました。車いすは乗り降りするときに、かなり濡れると思うので。	車いすを利用される方は、乗り降りや介助の際に一定のスペースを必要とすることに加え、移動負担にも配慮が求められることから、専用駐車スペースを設けています。 一方で、駐車場から園舎エントランスまでの動線については、バリアフリーや利便性の確保だけでなく、防犯・セキュリティ面からの検討も必要になるため、一定の区分けやエリア設定が必要となります。屋根の設置については、その配置や形状がこうした安全管理上の考え方にどのように影響するかを含めて整理する必要があり、具体的な整備内容は、今後の実施設計の中で総合的に勘案しながら検討してまいります。
9	P19 「平面図」について	水遊びできるスペースがありませんが、プールはつくらないのでしょうか？子どもは水遊びが大好きなので、現場の先生方の意見も聞きながら検討いただきたいと思います。暑いと入れないこともあるので、木陰の近くなど日陰に作ればなお良いのかなと思いました。また園庭に遊具がありませんが、今後検討されるのでしょうか？これも現場の先生方の意見を取り入れながら、自由に遊べつつ楽しめる園庭になればいいなと思いました。	本計画では、平面図等は基本設計段階のため、水遊びスペース及び園庭遊具の設置場所は記載しておりません。今後、安全性や園庭全体の使い方、遊びの内容とのバランスを踏まえながら検討してまいります。
10	P20 「事業スケジュール」について	大井第二幼稚園は大井幼稚園に移動し、1年間園生活を送るとあります。いま保護者の間で、いろいろな意見や不安が出ています。子ども子育て会議で園長先生がおっしゃ	通園方法や運営面など、保護者の不安については保護者説明会の中でもご意見をいただいております、両園の職員とも連携・協議しながら具体的な運営方法を整理し、保護者に対し

		っていたように、町も一緒になって現場の先生方とともに、不安払しょくのための具体的な手立てをとっていただきたいと思います。	ては適宜、情報提供や意見交換会を行ってまいります。
11	P20 「概算事業費」について	かなり高額な金額ではありますが、子どもたちの将来のために使うということであれば、私は納得します。ただし税金なので、町民に対して説明を尽くす必要はあると思っています。今後も広報やホームページなど、あらゆる場面で町民への周知をお願いしたいと思います。 また幼稚園ではセロテープなどの用品を好きなように工作に使えるけれど、保育園では予算が限られていてセロテープなどの用品をあまり使わないような遊びを考えている、と聞いたことがあります。予算の枠組みが違うせいなのか理由はよく分かりませんが、子どもの日常的な工作や遊びのための予算確保は、ぜひお願いしたいと思います。 同時に先生方の保育・教育のために必要な予算確保（新しいPCの購入など）も、ぜひお願いします。	本工事は、将来を担う子どもたちの育ちを支える施設整備であるとともに、老朽化した公立施設や保育ニーズへの対応を進めるうえで必要な取組であります。今後も広報紙やホームページ等を活用しながら、整備の進捗や考え方について周知・説明に努めてまいります。 また、具体的な運営に必要な予算等については、今後の運営体制等を踏まえて検討していくこととなります。子どもたちの育ちを支えるために必要な環境整備と、職員が適切に教育・保育を行うための整備に努めてまいります。
12	P9	未就学児に対する保育サービスの充実について インクルーシブ教育の推進を表明しているのであれば、障害児の受け入れをどのようにするのも検討してほしい。かざみどりのおしゃべり会（定期的開催）での話を聞いていると、中学校卒業後の進路について不安があると答える人が多い。未就学児の時から子どもの持つ特性を引き出し、寄り添う教育が不十分のためと思われる。切れ目のない保育、教育を表明している大井町であるならば、子ども一人ひとりの個性を伸ばすための保育、教育を実践してほしい。 そのために保育、教育に携わる職員、関係者の研修も充実する必要もあると思う。開園までにその準備はされるのでしょうか。	障がいのある子どもの受入れについては、必要な支援や安全面に配慮しながら、一人ひとりの状況に応じて対応できる体制づくりが重要であると考えます。そのため、今後の運営体制の具体化にあたっては、職員配置や関係機関との連携も含めて検討してまいります。 また、保育・教育に携わる保育士等は、現在も各種研修を受講し、保育の質の向上に努めております。引き続き研修内容を充実させ、子ども一人ひとりに寄り添った支援ができる体制づくりに努めてまいります。

13	P10	既存園舎の解体を進め新しい園舎に移行するとのことだが、子どもたちにとって負担にならない方法をもう少し詳細にシミュレーションする必要があると思われる。保護者に対しても納得できる十分な説明が必要と思われる。	園生活や行事のあり方など、園の運営に関わる事項も多くありますので、両園の職員と連携・協議しながら具体的な運営方法を整理し、保護者への情報提供も適宜行ってまいります。
14	P11	調理室など付属施設、設備については栄養管理士や実際に調理する調理員の要望や意見も聴取することも必要だと思う。	今後の詳細な設計や運営の検討にあたっては、栄養管理や調理業務に関わる職員の意見を参考にしながら、必要な設備や作業環境等について検討してまいります。
15	P13	具体的な教育、保育の視点の中に「子ども理解に基づく支援とインクルーシブ教育の推進」と記載されているが具体的にプログラムとして掲げるのでしょうか。保護者や関係者にも共有できる方法にしてほしい。	現時点では整備計画の段階であり、どのような取組をどの程度具体的に示していくかについては、今後の運営内容の検討の中で整理していく事項となります。
16	P14	子育て支援事業の一つにこども誰でも通園制度について受入対応はどのように検討されているのか表記してほしい。	こども誰でも通園制度については、現在大井保育園で実施している事業内容をベースとして考えています。認定こども園開園後の事業内容は改めてお知らせいたします。
17	P20	開園までのスケジュールは事業の進捗によって変更がある場合はその都度保護者には丁寧に説明をしてほしい。子どもが通う場所については常に安心感が必要だと思う。特に解体工事着工など園児が不安にならないように配慮する。 なお、こども園建設に当たっては、町民には経過の詳細がほとんど公開されてこなかったように思います。非公開で進められたという認識は利用する未就学児を抱える家庭には不信感が残ったのではないのでしょうか。町民にとって身近な事業については常に内容を公開しながら理解を計り、決定についても説明をしながら納得を求めるという方法で実施するべきだと思う。	今後、事業の進捗に伴いスケジュールに変更が生じる場合には、その内容を適切な時期に保護者の皆様へお知らせし、丁寧な説明に努めてまいります。
18	検討の経過（学級数の減少の要因）に関する部分について	1.「保護者のニーズの変化」という説明の根拠を求めます。 検討の経過の記述において、学級数の減少に関し「少子化に加え、幼稚園から保育園へ保護者のニーズが移っている」	（１）について、P5、P8、P10に追記しました。 （２）について、現時点では、学級数の減少要因を少子化による分とニーズ変化による分に分けては分析しておりま

		旨が記されています。しかし、大井町の待機児童数は決して多い状況ではないと記憶しており、学級数減少の主たる要因は「少子化」ではないかと考えます。 十分な数字を示さないまま、これを「保護者のニーズの移行」という説明に置き換えるのは乱暴ではないでしょうか。 仮に町外の幼稚園・保育園を選んでいる世帯が一定数いるのであれば、それは「ニーズが変わった」のではなく、大井町の子育て施策が選ばれていない結果とも読めます。他の町・市の施設に頼らざるを得ない状況や、移住先として選ばれていないという現実があるのであれば、それは町の施策が町民に認められていないということであり、他の自治体の真似にとどまらず独自の施策を打ち出せてこなかった町の責任として受け止めるべき問題だと考えます。 この点を「保護者のニーズ」という言葉に置き換えて説明するのはやめていただきたいと考えます。 (1) 学級数の減少を「ニーズの移行」と結論づけた根拠データをお示しください。具体的には、年度別の就学前児童数、認定区分別の申込数の推移、待機児童数及び保留児童数の推移をご提示いただきたい。 (2) 少子化による減少分と、ニーズの変化による減少分を、どのように切り分けて分析されたのか。 (3) 町外の施設を利用している世帯の実数を把握されているのか。把握されているならばその数と、理由についての調査結果をお示しください。	せん。 (3) について、町外の施設を利用している状況については、計画書に記載のとおりです。 幼稚園については、町外施設の利用者に対して、その理由を調査・集計した資料はありません。
19		2. 事業スケジュールの考え方について 認定こども園の設立は現町長の公約と承知しております。そのこと自体を問題とするものではありませんが、根拠となる数字が十分に示されないまま計画案のとりまとめが進む	事業スケジュールについては、基本設計業務が完了し、実施設計・開発許可申請・解体を含む建設工事に要する期間などを踏まえ、令和12年4月の開園を目標とした全体スケジュールを設定しています。今回の計画策定やパブリックコ

		ことには不安を覚えます。 実態の裏付けがないまま「町民・保護者のニーズ」を理由として提示されるのであれば、誠に遺憾です。 (1) 本計画の策定スケジュール（パブリックコメントの実施時期、計画決定の時期を含む）をどのような考え方で設定されたのかをお示してください。 (2) 十分なデータの整理や保護者への説明を行ったうえで計画を決定するだけの期間が確保されているとお考えか。公約の実現を優先するあまり、検討や説明が不十分なまま進むことのないよう、改めてお願いいたします。	メントの実施時期についても、こうした事業全体の工程を見据えながら設定したものです。 パブリックコメントの結果については、いただいたご意見の概要及びこれに対する町の考え方をあわせて公表しております。また、パブリックコメントを踏まえて計画に修正箇所があれば反映をしていきます。
20	整備計画(案)のうち、建設場所の選定に関する部分について	3. 現敷地を選定した理由の明示を求めます 候補地の比較検討を行ったのか、行った場合はどのような基準（用地取得費、通園の利便性、安全性、工期など）でこの敷地が選ばれたのか、経緯と判断根拠を具体的にお示ください。あわせて、大井幼稚園は別の土地への移転建て替えという方法がとられているにもかかわらず、今回は現敷地での建て替えとされた理由もご説明いただきたいと思います。	この点については計画書 P18 に追記をしました。
21		4. 現敷地での建て替えは工期の面で不利ではないでしょうか 計画案では、開発許可手続及び実施設計に時間を要すること、また既存園舎からアスベストが検出され除去作業が必要となったことを理由に、開園時期が令和 11 年 4 月から令和 12 年 4 月へ 1 年延期されています。他の用地であればアスベスト除去も既存園舎の解体も不要となり、より早期の開園が可能だったのではないのでしょうか。 また、現園舎を先に解体する理由として「工事中の園児の安全性と園生活への影響」が挙げられていますが、工程表を見る限り、工事期間中は大井幼稚園との 2 園体制となり、	町では、整備手法の検討にあたり、工期だけでなく、安全性、防災面、事業の実現性、施設再編の考え方、事業費などを総合的に勘案して、現在の大井第二幼稚園敷地での建て替えを計画しています。 No.20 に回答のとおり計画書 P18 に追記をしており、単に工事期間のみをもって有利・不利を判断するのではなく、整備事業全体の実現性を踏まえ整備する判断としました。 また、現園舎を先に解体する理由については P12 に記載のとおり、在園児が同じ敷地内で園生活を送りながら南側広場に新園舎を建築する案では、工事が長期間にわたり園児の安全性や園生活に影響を及ぼすことが懸念されたためです。

		園児は別の場所で過ごすことになります。 であれば、この理由は現敷地での建て替えを選ぶ根拠にはならないのではないのでしょうか。	そのため、子どもの安全と園生活への影響を最小限にする観点から、大井第二幼稚園の園児は一時的に大井幼稚園で園生活を送り、現園舎を解体したうえで同位置に新園舎を建設する方法に見直しました。したがって、計画案に記載している「園児の安全性と園生活への影響」への配慮は、同一敷地内で在園しながら工事を進める案と比較した場合の理由であり、現敷地での建て替えを選定した理由そのものとは整理が異なります。
22		5. 移転建て替えと跡地活用という選択肢について 仮に財源が現敷地を選んだ理由であるならば、別の土地に移転建て替えを行ったうえで、現在の第二幼稚園の敷地を売却または貸付し、その収入を整備費に充当するという方法も考えられます。現敷地は市街化調整区域とのことですので、そのままの売却が難しい面はあると思いますが、町有地としての活用方法も含め、こうした選択肢を検討したうえで現在の計画に至ったのかどうかを、財政面の試算とあわせてお示しいただきたいと考えます。	No.20、No.21 でもお示ししているとおり、新たな用地に移転とした場合には、立地条件、取得の可否、法的手続など条件整理、予算の確保など、時間的・費用的に課題があります。また、既存敷地については、市街化調整区域に位置していることから活用方法に制約があり、さらに敷地の一部は借地となっているため、移転の場合は原状回復工事を行ったうえで土地の返却が必要となります。 こうしたことから、町としては個々の選択肢について、事業全体としての実現性や条件面を踏まえ、現在の大井第二幼稚園敷地で整備を進めることが適当であると判断したものです。
23		6. 道路状況と駐車場台数から見て、この敷地で自主送迎は成り立つのでしょうか 計画案では通園方法が自主送迎とされ、駐車場は22台分とされています。しかし、現在の第二幼稚園の北側及び西側の道路は狭く、送迎車両が集中する時間帯に十分な通行・待機ができる状況ではありません。また、職員の方々も同じ敷地内の駐車場を使用されるのであれば、送迎に使える台数はさらに限られます。定員126名の施設で自主送迎を前提とする以上、この計画では路上での待機や渋滞、周辺住民の	(1) について、計画案に示している駐車場22台は、送迎用・来客用・搬入用を含めた想定であり、職員用の数は参入していません。 (2) について、大井保育園の送迎の現状を踏まえ、認定こども園としては送迎用車両スペースを20台は確保すべきという方針としました。 (3) について、道路の拡幅は計画案に記載のとおり、敷地北側道路において、敷地を後退させることにより幅員6mを確保します。園敷地以外の部分については民地であるた

	方々への影響、そして何より園児の安全面での懸念が残ります。 (1) 22台のうち、職員用と送迎用の内訳をどのように想定しているのか。 (2) 登降園のピーク時に同時に滞在する車両台数を試算しているのか。しているならばその数値と前提条件をお示しください。 (3) 道路の拡幅を予定されていると伺いますが、その区間と幅員を具体的にお示しください。周辺は田んぼに囲まれており、園の前の区間だけを6mに拡幅しても、そこに至るまでの道が狭いままでは渋滞も危険も解消されないのではないのでしょうか。園前のみの部分的な拡幅で十分と判断された根拠をご説明ください。 (4) 周辺は歩道が整備されていない区間が多く、歩道状の部分も、古くからの用水路にコンクリートで蓋をしたもので、穴や段差が生じています。ベビーカーを押して歩くことや、小さな子どもが歩くことを考えれば危険な状態です。ここに定員126名の施設を整備する以上、敷地前面だけではなく、通園経路となる周辺道路を含めたより広範囲な歩行環境の整備が必要と考えます。この点は計画に盛り込まれているのか、盛り込まれていないのであればどの部署がいつ対応するのかをお示しください。 なお、用水路の蓋の穴については、以前町に意見を申し上げた際、補修する旨のご回答をいただきましたが、現在に至るまで実行されていません。既に回答済みの件が放置されている状態で、新たな安全対策を示されても信じるのが難しくなります。あわせて対応をお願いいた	め、地主の方の意向があることから、現時点ではこれ以外の周辺道路を含めた具体的な整備計画はありません。 (4) について、本計画案において通園経路全体を対象とした歩行環境整備が具体的に位置付けられているものではありません。道路・歩道整備については、道路担当課において所管しているため、いただいたご意見を共有します。また、過去にご意見のあった用水路蓋の補修については、担当部署において状況を確認するようにつなげてまいります。 (5) について、交通量調査や交通管理者との協議については、法令上一律に必須とされるものではなく、施設の規模や出入口計画、周辺道路の状況、安全対策の内容等に応じて必要となる場合があります。一方、道路に関する整備や出入口計画等については、道路管理者との協議が必要となるため、今後、設計内容の具体化にあわせて、必要に応じて関係機関と協議をしてまいります。
--	---	---

		します。 (5) 交通量調査や交通管理者（警察等）との協議は行われているのか。	
24	通園方法（送迎手段）に関する部分について	7. 現在の第二幼稚園を利用する地区の家庭にとって、サービス水準の低下にならないでしょうか 現在の第二幼稚園を利用している地区の世帯が、新しい認定こども園の幼稚園枠を希望した場合も、一律に自主送迎となるという理解でよろしいでしょうか。 仮にそうであれば、現在の通園環境と比べてサービス水準が低下するといわざるを得ず、その判断の根拠が計画案にはまったく記載されていません。 (1) 通園方法を自主送迎とした根拠を、検討経過とともにお示してください。バス送迎の導入を検討したのであれば、見送った理由（費用、人員、道路事情など）を具体的に説明ください。 (2) バス送迎を希望する家庭は大井幼稚園を選ぶほかに、ということなのでしょうか。そうであれば、地区によって選択肢が実質的に限定されることになりませんが、この点はどのように考えているのか。 (3) 自家用車を使えない家庭、雨天時、下のお子さんを抱えた家庭など、自主送迎が困難なケースへの支援策は検討されているのか。現在第二幼稚園に登園している地区の家庭が、新しい園になって不利になることのないよう、通園手段の面でも配慮した計画としていただきたいと強く考えます。	通園環境のサービス水準低下との御指摘ですが、今後の町立幼稚園は大井幼稚園の 1 園となり、徒歩通園または一定の距離の方は通園バス送迎による通園となります。大井第二幼稚園に通園していた地域の方々が、大井幼稚園へ通園するために町が所有するバス 3 台を使用して送迎することで、町立幼稚園としてのサービス水準の維持とすることを最優先としています。 (1) について、認定こども園の定員設定（126 名）のうち、保育所枠（2 号・3 号認定）が 98 名（約 78%）と大半を占める見込みです。現在の大井保育園でも送迎バス運行を行っていませんが、保育所枠の園児は、各家庭の就労形態等により登園・降園の時間が早朝から夕方まで大きく分散します。定時に一定ルートを行く通園バスは、多様な勤務時間や送迎時間を持つ多くの保育所家庭のニーズに対応することが困難であり、個々の時間帯に合わせた自主送迎が最も実態に即していると判断いたしました。 (2) について、町内全域を園区とする大井幼稚園におきましては、引き続き現在の通園バスの運行を維持していきます。一方で、新しく整備する認定こども園は、0 歳児から 5 歳児までの教育・保育を一体的に行うという、大井幼稚園とは異なる教育・保育環境となります。 各ご家庭のライフスタイルや送迎の可否、預かり時間、教育方針等に合わせて、園をご選択いただければと考えております。 (3) について、(1) (2) へのご回答のとおり、現在第二

			幼稚園に登園している地区の家庭が不利にならないよう、大井幼稚園へ通う際には通園バスの利用の範囲について引き続き検討していきます。
25	工事期間中の運営体制（2園体制）に関する部分について	8. 上大井・西大井地区からの通園負担について 工程表では、令和 10 年度に大井幼稚園との 2 園体制とすることが示されていますが、上大井・西大井地区から大井幼稚園までは距離があり、現在の第二幼稚園への通園とは負担が大きく異なります。 現在、第二幼稚園では全員徒歩登園日が実施されていますが、これが大井幼稚園でも継続される場合、上大井・西大井地区からは幼児が歩ける距離では到底ありません。 また、電動アシスト自転車を持っていたとしても片道 10 分以上を要し、雨の日は幼児を乗せての自転車移動自体が現実的ではありません。 自家用車を使えない家庭にとっては、登降園そのものが成り立たなくなるおそれがあります。 （1）上大井・西大井地区から大井幼稚園までの通園負担を、どのように把握・評価されているのか。地区ごとの通園距離や交通手段の実態調査は行われているのか。 （2）全員徒歩登園日など、現在の第二幼稚園で行われている取組は、2 園体制の期間中どのように扱われるのか。 （3）遠方の地区に対し、バスなどの通園支援策を講じる予定はあるのか。あるならば具体的な内容を、ないならばその理由をお示しください。 （4）以上を踏まえてもなお 2 園体制を実行されるのか。他の方法（仮園舎の設置、建設場所の見直しなど）を検討したうえでの判断であれば、その検討経過もあわせてご説明ください。	（1）について、上大井・西大井地区からの通園距離が延びることにつきまして、日常の園児送迎に係る部分は通園バスの運行により対応することを想定しています。現在の在園者の交通手段については、通園バス利用者と徒歩（自転車）の方としての把握を行っております。 （2）について、運営面の事項となるため、大井幼稚園での運営方法を園職員とともに検討しております。 （3）について、これまでの回答のとおり一定の範囲を設けて通園バス運行を行う予定です。運行ルート、停留所の位置といった具体的な内容については、従前の通園バス運行と同じく、その年度の通園児童の住所や人数によって、毎年度設定します。 （4）について、これまでの検討経過については整備計画書に記載のとおりとなります。仮設（仮設プレハブ）園舎の設置案については、当初の改修による方針の中で、改修を行っている間、敷地内（南側多目的広場）に仮設園舎を用意する案も検討しました。しかし、仮設園舎の建設・解体だけでなく、電気や給排水設備に係る工事を含め多額の費用が発生する見込みであることも考慮しました。建設場所の検討については No.20、No.21、No.22 で回答のとおりです。

26	定員数の設定に関する部分について	9. 幼稚園枠（教育認定）の定員が少なすぎるのではないだろうか 計画案では、幼稚園枠（教育認定）の定員が3歳8名、4歳10名、5歳10名の計28名とされています。しかし、現在の大井第二幼稚園では1クラスあたり20名程度が在籍しており、新しい認定こども園の幼稚園枠はその半分程度にとどまります。現在利用している家庭の規模を下回る定員設定となっており、この根拠が計画案からは読み取れません。 （1）幼稚園枠を各年齢8～10名とした算定根拠を、具体的な数字（将来推計児童数、現在の利用実績、認定区分ごとの見込みなど）を示してお示しください。 （2）現在の第二幼稚園の在籍規模を下回る定員設定としたのはなぜか。施設規模の制約によるものなのか、需要見込みによるものなのか。 （3）幼稚園枠を希望する児童が定員を上回った場合、どのような基準で選考・調整されるのか。また、選に漏れた家庭はどこへ通うことになるのか。 （4）仮に大井幼稚園で受け入れるという想定であれば、上記7及び8で申し上げた通園手段・通園距離の問題が、工事期間中だけでなく開園後も恒久的に残ることになります。この点はどのように考慮されているのか。定員は、入園できるかどうかという形で各家庭の生活に直接影響する事項です。抽象的な説明ではなく、根拠となる数字と、定員を超えた場合の取扱いを具体的にお示しいただきたいと考えます。	（1）について、認定こども園の幼稚園枠（1号認定）の定員は、園舎近隣の上大井、西大井、宮地及び吉原地区における将来の就学前人口のうち、3歳から5歳までの各年齢の人口を基礎として算出しました。算出にあたっては、現在の第二幼稚園区における就園率（令和7年度：32%）を考慮し、就園率を40%と設定しました。 （2）について、No.24でも触れたとおり、基本的には今後の町の幼稚園としては大井幼稚園の1園となり、認定こども園にも幼稚園枠を設定しております。認定こども園としての定員は、町民の皆様の保育ニーズのシフト（幼稚園枠から保育所枠への移行）に合わせて設定を行いました。 （3）について、本計画は整備計画であるため、選考基準の詳細にあっては今後検討していくこととなります。定員を上回り、選考から外れてしまった場合には、公立であれば大井幼稚園、それ以外では私立の幼稚園・認定こども園など、各ご家庭の状況や方針等に合わせて、ご選択いただくことになります。 （4）について、大井幼稚園での受け入れを行います。現在、大井幼稚園の定員は225人であり、令和12年度において大きく定員を縮小する考えはありません。通園にあたっては一定の範囲を設けて通園バスを活用していきます。
----	-------------------------	--	--

27	施設整備の内容（園庭・遊具）に関する部分について	10. 園庭の遊具について記載が見当たりません 計画案には駐車場・園庭整備の工程は示されていますが、遊具についての記載が見当たりません。遊具は子どもたちが日々使うものであり、園生活の質に直結する部分です。 （1）現在の第二幼稚園の遊具を移設するのか、新規に整備するのか。 （2）移設する場合、設置年数や安全基準の面で問題はないのか。移設に耐えるものとそうでないものの判別は行われているのか。 （3）遊具の移設費または新規購入費は、事業費の予定に含まれているのか。含まれているならばおよその規模を、含まれていないならばいつどのように手当てするのかをお示しください。	（1）について、園庭遊具の具体的な配置、種類、および仕様につきましては、今後の詳細設計（実施設計）および運営の検討において、園職員の意見を広く取り入れながら検討してまいります。 （2）について、既存遊具にあっては毎年遊具点検を行っており、その安全性の確認を行っています。既存遊具を移設する場合においては、設置からの経過年数や内部の腐食状況などを精査し、判断する必要があります。 （3）について、計画案の概算事業費に記載のとおり、園庭遊具の費用は含んでおりません。現在行っている実施設計（詳細設計）において、園庭のレイアウトや植栽計画と一体的に遊具の配置・選定を行い、必要な事業費を積算してまいります。
28	給食の提供方法に関する部分について	11. 給食の提供方式と運営費用の比較について 認定こども園では、保育認定の児童を含め毎日の給食提供が必要となりますが、提供方法についてどの様に検討が進んだのか結論付ける根拠が示されていません。 （1）両方式の初期費用及び運営費用を比較検討されたのか。比較しているならば、その結果を数字でお示しください。 （2）自園調理とする場合、調理室の整備費や調理職員の人件費は事業費・運営費のどこに見込まれているのか。 （3）幼稚園枠を利用する家庭にとって、給食費は現在と同水準で収まる見込みなのか。上がる見込みであれば、およその水準をお示しください。	（1）について、ご意見に「両方式」とあるのは、「学校給食センターからの配送方式」と「自園調理方式」の比較のこととして町の考え方をお示しします。 給食提供にあっては、県の認定こども園認定基準により、保育を必要とする園児に給食を提供するときは、自園調理が原則となっていますが、例外として要件を満たせば満3歳以上の園児の食事を外部搬入により行うことができます。つまり0～2歳児は「自園調理」で行う必要があるため、調理室の設置と自園での調理は必須となります。 3歳以上クラスの給食をセンターからの配送とする方法について検討していましたが、計画案にあるとおり、現実的に学校給食センターは学校の長期休業中の対応が行えないことから、「施設と備品」「短期雇用となる調理員確保」「アレルギー管理等」「お弁当持参とした場合の保護者負担」といった課題があり、「センター配送方式」は困難と判断しま

			した。 (2) について、計画案 20 ページ (7) の概算工事費「新築工事」の中に、調理室の内部建築工事や配管・電気等の設備工事費は含まれています。 本計画案は施設整備の計画であることから、開園後の調理員人件費や食材費などの運営費用については含まれていません。 (3) について、認定こども園での給食費は、国の幼児教育・保育の無償化制度 (3 歳～5 歳児の保育料無償化) の対象外となる「主食費 (お米等)」と「副食費 (おかず・おやつ等)」をご負担いただくことになります。なお、これまで町では、給食に対して物価高騰による上昇分の補助を行うことで保護者の負担軽減を図ってきたところです。認定こども園の給食費 (保護者負担) の見込みは幼稚園枠、保育所枠ともに現時点での試算は行っておりませんが、今後の物価状況や公立幼稚園、保育園の水準を参考に設定してまいります。利用者の方へは開園前の入園説明会でお示しすることとなります。
29	利用者負担 (保育料・給食費等) に関する部分について	1 2. 家庭にかかる費用が計画案全体を通じて記載されていません 計画案には、保育料、利用料、給食費、実費徴収 (用品、行事費等) といった利用者負担に関する記述が見当たりません。しかし、利用するかどうかを判断する上で、家庭にとって最も具体的な関心事はこの点です。 施設を整備したものの、負担が重くて利用が進まないという事態は避けなければなりません。 (1) 保育認定・教育認定それぞれについて、保育料・利用料の水準をどのように想定しているのか。現在の町立保	本計画は整備計画となり、利用者負担に関する記載は行っておりません。今後、国の基準等に基づき検討し、最終的には条例・規則等で決定されることとなりますので、適時情報提供を行ってまいります。

		育園・幼稚園の水準と比べて上がるのか、同程度なのか。 (2) 給食費・副食費の想定額をお示ください。 (3) その他の実費徴収(制服・用品・行事費・預かり保育等)について、現在と比べて増える見込みのものはあるのか。 (4) 上記について、現時点で確定していないのであれば、いつ、どのような手続で決定され、保護者にはいつ示されるのかをお示ください。 「未定・今後検討」というご回答だけでは、保護者は判断のしようがありません。確定値でなくて構いませんので、現時点での想定や試算、あるいは先行自治体の水準を参考値としてでも、何らかの具体的な数字をお示しいただきたいと考えます。	
30	計画の策定過程全般について	13. アスベスト調査の時期について 既存園舎のアスベスト含有が判明したのは令和8年3月とされており、これが開園時期1年延期の理由の一つとされています。しかし、当該園舎は昭和50年建築であり、建築年代からしてアスベスト含有の可能性は当初から十分に想定できたはずで、解体を前提とする計画であれば、基本設計に入る前、あるいは方針を検討する段階で調査を行うことができたのではないのでしょうか。 (1) アスベスト調査を令和8年度に行うこととなった経緯と、この時期とした理由をお示ください。 (2) これより早い段階で調査を行うことは制度上・実務上できなかったのか。できたのであれば、なぜ行われなかったのか。 (3) 仮に進め方の上で見落としがあったのであれば、その事実を公にしたいと考えます。開園が1年遅	本整備計画において、令和7年度にアスベスト調査を実施した理由は、改修から新築(建替え)へと整備方針が大きく転換したことによるものです。当初計画では、大井第二幼稚園の既存園舎を改修して認定こども園を整備する方針でしたが、この段階では、構造体を大規模に破壊する解体工事を想定していなかったため、事前の含有調査に係る予算計上はされていませんでした。 その後、認定こども園の整備の方針を転換することとなり、既存園舎の全解体が前提になったため、設計委託業者との協議を進める中で、解体設計に先立つアスベスト含有調査を行うこととしました。調査は令和7年度の補正予算に計上、1月に入札を実施、2月に調査、3月に報告書提出という経過となります。

		れるという結果は保護者にとって重いものです。経緯が丁寧に説明されることが、今後の計画に対する信頼につながると考えます。	
31		14. 他自治体の先行事例に対するヒアリングについて 近隣の町を含め、既に町立の認定こども園を開設している自治体はあります。保育認定と教育認定の児童が同じ園で過ごすことに伴う運営上の課題、行事や長期休業の扱い、送迎時の混雑、保護者間の負担の違い、利用者負担の設定など、移行後に実際に生じた問題は先行事例から学べるはずです。 (1) 他自治体の町立認定こども園に対するヒアリング・視察は行われているのか。行われているならば、どの自治体に対し、どのような課題が把握されたのかをお示ください。 (2) 把握した課題に対する対策は、本計画のどの部分に盛り込まれているのか。 (3) ヒアリングを行っていないのであれば、実施設計に入る前に近隣自治体へのヒアリングを行い、大井町でも起こり得る事案に対する対策を計画に反映させていただきたいと考えます。開園後に問題が顕在化してからの対応となるより、設計段階で見込んでおくほうが、費用面でも子どもたちへの影響の面でもはるかに小さく済むはずです。	(1) について、幼稚園・保育園職員と共に、令和7年8月に公立幼稚園から認定こども園への移行をした先行事例の園（静岡県小山町と秦野市の2自治体2園）に視察を行いました。施設の見学と説明を受け、本町の園職員から運営面、施設面、職員環境等において疑問に思っている点について質問をし、移行時や現在の運営状況についてご回答をいただき、参考となる点が多くありました。 その他にも園職員の研修として施設見学を行うなどしております。 (2) について、本計画案は施設整備計画となるため、運営面の詳細は含まれておりません。現在、園職員を中心に生活、行事、カリキュラムなど実際の運営に関する検討を始めています。 (3) については、(1) に回答したとおりとなります。